相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県平戸市田平町小手田免六七六番地四、最後の住所千葉県八千代市ゆりのき台二丁目二番地一二　ゴールド八千代二〇八号

被相続人　亡　北浦　智彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号　袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市寿一丁目一九五三番地一六、最後の住所千葉県我孫子市寿一丁目二三番一七号

被相続人　亡　納庄　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所千葉県柏市柏四―一一―一七　森田ビル二階　柏綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保田　優木

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市大字日野四五〇番地一〇、最後の住所東京都日野市大字日野四五〇番地の一〇ロイヤルマンション三〇三号

被相続人　亡　平井　昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所東京都中央区銀座三―九―一九吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広津　佳子

（登録姓　橘高）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県小浜市太良庄第五二号一六番地、最後の住所東京都豊島区池袋二丁目六〇番六―一〇〇五号

被相続人　亡　宮谷　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所東京都港区南青山五―一一―一五H&M南青山WEST四〇二号室古屋総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古屋有実子

（登録名　ゆみ子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区南荻窪二丁目六九番地、最後の住所東京都清瀬市梅園二丁目七番一二号星野方

被相続人　亡　小野　淑枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区石原一丁目二八番、最後の住所東京都墨田区石原一丁目二八番八号

被相続人　亡　田中　克正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Aみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　布目　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区湊一丁目四番地一、最後の住所神奈川県鎌倉市大町二丁目六番二一号

被相続人　亡　一本　恭正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目七番二六号

相続財産管理人　弁護士　川波　利明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市大字山口九二八番地九、最後の住所埼玉県所沢市並木八丁目一番地一―四〇七

被相続人　亡　松丸　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

横浜市中区太田町三丁目三六番地クリオ横浜関内壱番館六〇三号伊藤秀一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田丸　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市菩提一一一四番地、最後の住所神奈川県鎌倉市山ノ内八四二番地さつき荘一〇二

被相続人　亡　大澤　勇次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ九階

相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県津久井郡相模湖町若柳三二六番地、最後の住所神奈川県津久井郡相模湖町若柳一四六番地

被相続人　亡　榎本　梅安

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

神奈川県相模原市中央区富士見五丁目二番一二号サンロードビル二階A号室　齋藤・水谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　水谷里枝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡真鶴町岩一四三番地二、最後の住所神奈川県足柄下郡真鶴町岩一四三番地の二

被相続人　亡　平井　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

神奈川県小田原市本町二丁目一番三号HSビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　阪之上克巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡山北町皆瀬川七八九番地、最後の住所神奈川県足柄上郡山北町山北一〇九番地の六

被相続人　亡　岩本　コマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

神奈川県小田原市本町一―一〇―二五アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　花田　雅弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字里山辺六七番地一、最後の住所長野県松本市大字里山辺六七番地一有料老人ホームうつくしがはら温泉敬老園

被相続人　亡　松澤　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

長野県松本市大字中山四一一一番地　事務所長野県松本市桐三丁目四番二号

相続財産管理人　司法書士　小松　和茂